

主 文

本件再審査請求を棄却する。

理 由

第1 再審査請求の趣旨及び経過

1 趣 旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成〇年〇月〇日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）による療養補償給付及び休業補償給付を支給しない旨の処分を取り消すとの裁決を求めるというにある。

2 経 過

請求人は、平成〇年〇月にA所在のB会社（以下「会社」という。）に雇用され、C事務所においてコピー機の登録データ移行などの業務に従事していた。

請求人によれば、平成〇年〇月から相次ぐ同僚の退職と繁忙期が重なり、長時間の時間外労働を行ったほか、同僚とのトラブルも生じたという。

請求人は、同年〇月〇日、事業場に雇用される以前から通院していたDクリニックに受診し「不安神経症、抑うつ症状、不眠」と診断された。

請求人は、精神障害を発病したのは業務上の事由によるものであるとして、監督署長に療養補償給付及び休業補償給付を請求したところ、監督署長は、請求人に発病した精神障害は業務上の事由によるものとは認められないとして、これらを支給しない旨の処分をした。

請求人は、これらの処分を不服として、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に審査請求をしたが、審査官は、平成〇年〇月〇日付けでこれを棄却したので、請求人は、更にこの決定を不服として、本件再審査請求に及んだものである。

第2 再審査請求の理由

（略）

第3 原処分庁の意見

(略)

第4 争 点

本件の争点は、請求人に発病した精神障害及びその悪化が業務上の事由によるものであると認められるか否かにある。

第5 審査資料

(略)

第6 事実の認定及び判断

1 当審査会的事実の認定

(略)

2 当審査会の判断

(1) 請求人に発病した精神障害の有無及びその発病時期について、労働局地方労災医員協議会精神障害専門部会（以下「専門部会」という。）は平成〇年〇月〇日付けの意見書において、要旨、請求人は、平成〇年〇月に I C D - 1 0 診断ガイドラインの「F 4 3 . 2 適応障害」（以下「本件疾病」という。）を発病し、その後、症状は動揺を繰り返し、平成〇年〇月頃に症状が増悪したと述べている。当審査会としても、請求人の症状及び経過等からみて、専門部会の意見は妥当であると判断する。

(2) ところで、精神障害の業務起因性の判断については、厚生労働省労働基準局長は、「心理的負荷による精神障害の認定基準について」（平成23年12月26日付け基発1226第1号。以下「認定基準」という。）を策定しており、当審査会としてもその取扱いを妥当なものと考えことから、以下、認定基準に基づいて検討する。

(3) 請求人の発病時期を上記のとおり平成〇年〇月と判断すると、請求人は会社に雇用される前に本件疾病を発病していたこととなる。また、請求人は、平成〇年〇月〇日付けの聴取書において、適応障害を起こした理由について、作業環境の悪さが原因で、人間関係や長時間労働ではない旨述べており、発病前おおむね6か月間における業務による心理的負荷をもたらす出来事について、特段主張をしておらず、検討を要する問題は存在しないこととなる。

しかし、認定基準によれば、精神障害を発病していた場合であっても、認定基準別表1「業務による心理的負荷評価表」（以下「認定基準別表1」という。）の「特別な出来事」に該当する出来事があり、その後おおむね6か月以内に対

象疾病が自然経過を超えて著しく悪化したと医学的に認められる場合に限り、その「特別な出来事」による心理的負荷が悪化の原因と推認し、原則として、悪化した部分について、労働基準法施行規則別表第1の2第9号に該当する業務上の疾病として取り扱ふとされている。

(4) そこで、本件疾病の悪化の業務起因性について検討すると、悪化時期である平成〇年〇月頃からおおむね6か月前の期間において、請求人の主張及び本件資料を改めて精査したところ、当審査会としても、決定書理由第2の2の(2)のオに説示するとおり、「特別な出来事」に該当する出来事は認められず、業務によって本件疾病が自然経過を超えて著しく悪化したとは認められないと判断する。

3 以上のとおりであるので、請求人に発病した本件疾病は業務上の事由によるものとは認められず、かつ、業務による悪化も認められない。したがって、監督署長が請求人に対してした療養補償給付及び休業補償給付を支給しない旨の処分は妥当であって、これらを取り消すべき理由はない。

よって主文のとおり裁決する。